

令和4年8月：公布予定
 令和5年1月：施行予定
 ※審査項目追加時期は別途記載

- 令和4年3月14日開催中央建設業審議会においては、『「全ての」建設工事(元請工事に限る。)又は「全ての」公共工事(元請工事に限る。)に対して、CCUS上での現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を講じていること』を加点要件と示していた。
- 他方で、**①極めて工期が短く、施工体制の登録に必要な時間的猶予がない少額工事**や**②緊急性を要する災害応急工事等**において、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施することは、過度な負担を強いる懸念があるため、審査対象外として取り扱うこととする。

要件	評点
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての建設工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	15
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての公共工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	10
審査対象外とする建設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法上許可不要となる軽微な工事 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事) ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事 発生直後の応急対策であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事等 	

■ **公布の日(令和4年8月予定)以降に開始する事業年度から審査項目に追加することとする。**

(仮に、令和5年1月の施行予定日以降の申請より新基準を適用とした場合、令和3年度中から加点要件を満たしておく必要があるため)

* なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとする予定。
 (虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)